

築港小学校いじめ防止基本方針

笑顔とありがとうのあふれる学校をめざして

令和6年4月 改訂

【はじめに】

本校における教育調査において児童は悪口やいじめのない学校を望んでおり、「『学校が楽しい』と思える子どもの育成」と「信頼される学校」をめざして全教職員が組織として取り組んでいかなければならない。

学校においては「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、「いじめの未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応・解決」を的確に行うことが大切である。

こうした取組では、教職員一人ひとりが児童との望ましい関係を保ちながら心に寄り添った教育相談体制を充実させることが重要であり、常に危機意識をもって児童を見守っていかなければならない。

また、児童をいじめに向かわせる要因として考えられる「友人関係」と「学力」については、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成、「わかる授業」の創造や学力保障に向けた具体的な取組が効果的であると考えられる。

こうした様々な視点から児童をいじめに向かわせない学校づくりを保護者や地域と連携しながら、教職員が丸となって組織的に推進することが重要であると考え、「いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめの防止等に関する取組】

1 いじめの未然防止のための取組の推進について

いじめの未然防止においては、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、児童が自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりが重要である。

そのためには、いじめの未然防止につながる様々な取組を計画的、継続的に進めていくことが大切であり、全教育活動を通じて「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

① 人権教育の充実

- ・日々の学級経営の中で、「いじめは、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。
- ・生命尊重の精神や人権感覚を全教育活動を通して育むとともに、人権週間に全校をあげて取り組み、人権意識の高揚を図る。
- ・相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

② 道徳教育の充実

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むために、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ・道徳の授業を大切にするとともに、年に1回「心の参観日」を設け、全校で道徳の授業を公開する。

③ 節度ある生活態度の育成

- ・「築港小の合言葉」を児童に意識させるとともに、徹底を図る。

築港小の合言葉

- チャイムで着席 準備 OK !
- ろう下は静かに右側を
- くつをそろえよう かかとのところで
- なかよくあそぼう 友だちと
- 自分からあいさつ 元気に返事

- ・学習時の正しい姿勢、発表のしかたや聞き方の指導等、全職員共通理解のもと、学習規律の指導を図る。
- ・地域のボランティアや児童会、小中合同のあいさつ運動を実施して、元気なあいさつを啓発する。

④ 体験活動の充実

- ・縦割り班であるなかよし班をいろいろな活動に取り入れ、異学年での交流や上学年が下学年を思いやる態度の育成を推進する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を計画的、体系的に実施する。
- ・保幼小中高の異校種での連携・交流を積極的に行い、人と人とのつながりを大切にするとともに、コミュニケーション能力を育成する。

⑤ 「わかった・できた」が実感できる授業の創造

- ・校内研修で「『わかった・できた』が実感できる授業」についての指導法を研修する。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を目指す。
- ・朝の学習時間を使って漢字・計算等の問題を繰り返し行い、基礎学力の定着を図る。

⑥ 情報モラル教育の推進

- ・ネットいじめに対応するため、発達段階に応じた情報モラルを身につけさせる情報モラル教育に取り組む。
- ・保護者に対してもメディア等のもたらす様々な問題について、啓発を行うとともに、研修の機会をもつ。

⑦ 教職員の資質向上

- ・教職員がいじめの問題に的確に対処できるよう、校内研修を推進するとともに、関係機関に協力を要請する。

⑧ 地域や家庭との連携

- ・ホームページや学校だより、PTA 各種会議で「いじめ防止基本方針」の啓発を図る。
- ・個人懇談等で児童の様子について情報を共有する。また、学級懇談等で人権について話し合ったり、意見交換したりする。
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部事業の活用を図り、地域との連携を深める。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

「小さな変化に対する敏感な気づき」を大切にし、「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という意識をもって児童を見守り、いじめの早期発見に努める。

① 教育相談体制の充実

- ・日常の教育活動全般の中で、教師と児童、児童相互の信頼関係を築くために、気軽に相談できる人間関係づくりに努める。
- ・年3回の教育相談、年2回の個人懇談により児童や保護者の思いを聞き、相互理解を深める。

② アンケート調査の実施

- ・発見の手立てとして、児童の思いや悩みを聞くアンケート調査「きかせてよ」を学期に1回実施する。

③ 情報共有体制の整備

- ・職員会議や終礼で、生徒指導上の情報共有に努めるとともに、組織的、積極的な指導支援を行う生徒指導体制の充実を図る。
- ・校内いじめ問題対策委員会を学期に1回設け、教育相談アンケートをもとに校内の状況把握に努める。

④ 日々の観察

- ・休み時間等、教職員が児童と過ごす機会を積極的に設け、児童の変化を敏感に察知するよう心がける。
- ・日記、連絡帳、電話等を活用し、児童や保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと確認したら、問題を軽視せず、組織的に対応する。

① 正確な実態把握

- ・いじめを確認した場合は、校内いじめ問題対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、関係保護者と連携しながら、組織的に対応する。
- ・関係者の聞き取りやアンケート調査等できる限りの手立てを講じ、事実を明確にしていき、関係保護者に伝える。
- ・重大事態等の事案では、教育委員会との連携を密にしながら事実調査を進めるとともに、場合によっては、警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行う。

重大事態と思われるいじめの例

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |
| ・被害児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合 | |

② 被害児童への支援

- ・被害児童の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら安心して登校できる状況を構築する。
- ・保護者に対しては、事実関係を伝えとともに今後の支援や学校との連携について話し合う。

③ 加害児童への指導支援

- ・いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により指導を行う。
- ・加害児童をいじめに向かわせた要因を把握し、根本的な解決に向けた取組を行う。
- ・保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での指導を依頼するとともに、保護者への助言を継続的に行う。

④ 集団への指導

- ・学級・学年・学校の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

4 ネットいじめへの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を続けるとともに、事案によっては専門的な機関と連携して対応していく。

① 啓発・研修

- ・ネット上のトラブルについての最新の動向について研修を深め、児童の指導に生かす。
- ・インターネットや携帯電話等の使用の際のルールやモラル、被害やトラブルについて、児童や保護者に向けて、資料を配付する等して、正しい使い方について啓発する。

② 早期発見・早期対応

- ・平素からネットパトロールや学校非公式サイト等の情報収集に努めるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- ・家庭での指導が大切であることから保護者と連携・協力し、指導に努める。
- ・ネットいじめが発見された場合、専門機関と連携し、書き込みの削除等迅速に行う。

5 いじめに対応する校内組織の編成について

いじめ防止の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ問題対策委員会」を組織する。

いじめ問題対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ問題対策担当教員、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて構成員は柔軟に定める。

<役割>

- ・いじめ防止等の取組・啓発に関すること
- ・いじめの相談内容の把握
- ・いじめ事案に対する対応に関すること